

（ 令 2 . 1 0 . 2 1
実 3 - 2 ）

説 明 資 料

〔 税務上の書面、押印、対面原則の見直しについて（地方税） 〕

令和 2 年 10 月 21 日（水）

総 務 省

地方税関係手続における押印原則について

現行制度の概要

- 地方団体あてに提出される税務書類(申告書等)については、国税とは異なり、地方税法上、全般的な押印を求める規定は存在しない一方で、個別の手続に係る省令様式において押印欄を設けることにより、納税者等からの押印を求めている手続が大半である。
- このほか、地方団体が条例で独自に様式を定め、押印欄を設けているものも存在している。
- また、国税と同様、犯則事件調査において作成する調書等に関する押印規定も存在。

論点

- 国税と同様、地方税関係手続における押印義務は、原則として廃止すべきか。
- また、「署名又は押印」を求めている手続や犯則事件調査についても、税手続の統一性の観点から、国税と同様の対応を行うべきか。
- 地方団体が条例で独自に押印を求めているものについて、どう考えるか。

現行制度の概要

- 現行制度上、地方税に関する申告や申請については、主として法人が行うものがオンライン（eLTAX）で手続可能（入力フォームを提供）。（地方税法施行規則）
地方法人二税に係る申告書提出の約7割、個人住民税に係る給与支払報告書提出の約5割がeLTAXを通じて行われている（令和元年度）。
- eLTAXにおいては、添付書類をスキャンしたデータ等のファイルにより提出可能であるほか、新型コロナウイルスに係る固定資産税等の特例申請での活用等のため、申請書本体についてもスキャンしたデータ等のファイルを送信することにより提出できる機能を追加予定。
- 全地方団体が共同で運用しているeLTAXの性格を踏まえ、オンライン化のニーズが高い手続を対象としているところであり、件数が僅少な申請等については、eLTAXを通じたオンラインでの手続の対象外となっている。

論点

- デジタル化の推進の観点から、現在eLTAXを通じたオンラインでの手続ができないものについて、納税者や地方団体における業務効率化・省力化の効果などを踏まえつつ、オンライン手続を可能とするよう検討していくべきではないか。